

ページ段 行 誤 正

令和六年十月一日(号外第二百二十九号)公正取引委員会告示第一号(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第十一条第三項の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件)  
(原稿誤り)

七四下 一四から 五又 は 又は

令和六年五月三十一日(号外第百三十一号)国土交通省告示第四百四十七号(建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件等の一部を改正する告示)  
(原稿誤り)

六九ページ改正後欄一行目から三行目は次の通りの誤り。

十六 第二号から第十一号までに掲げる壁、十三号から前号までに掲げる併用した壁若しくは筋かい又は別表第一(イ)欄に掲げる壁若しくは筋かい及び別表第十(イ)欄に掲げる壁を併用した軸組

同ページ改正前欄一行目から二行目は次の通りの誤り。  
十四 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

八五ページ終りから一七行目「附則第三条の改正規定」は「附則第三条の規定」の誤り。  
令和六年八月六日国土交通省告示第七千七百七十二号(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件)  
(原稿誤り)

六下 一二主に 主として

令和六年三月十二日九州地方整備局告示第二十八号(道路に関する件)  
(原稿誤り)

九上 一四から 一三 } 〇・〇四〇 〇・〇二〇